

## シェアサイクルポート管理運営事業者募集企画提案競技 実施要項

### 1 趣旨

大阪府住宅供給公社（以下、「公社」という。）では、賃貸住宅敷地等の公社が保有する敷地内において、入居者及び地域住民の交通利便性や満足度の向上を図るため、シェアサイクルポートを管理運営する事業者土地を賃貸している。

今般、公社と土地の賃貸借契約を締結し、別紙「シェアサイクルポート管理運営事業 仕様書」に記載する条件を満たしたうえで、入居者及び地域住民にとって有益かつ安全に配慮したシェアサイクルポートの管理運営を実現させ、独自の取り組みにより本事業の効果を高める事業者を選定するため、公募型企画提案競技（プロポーザル方式）による事業者募集を実施する。

### 2 契約内容

- |           |                                                                                                                                                                                                          |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 設置仕様  | 別紙「シェアサイクルポート管理運営事業 仕様書」のとおり                                                                                                                                                                             |
| (2) 設置場所  | 別紙「シェアサイクルポート管理運営事業 仕様書」のとおり<br>※記載されている設置場所一括での申込及び契約とする。ただし、事業者の選定後から賃貸借契約が満了するまでの間、やむを得ない理由により、双方いずれかが必要と判断した場合は、協議により設置場所及び時期の変更を可能とする。<br>※現地確認等が必要な場合は、申込者自らが責任をもって行う。                             |
| (3) 契約期間  | 令和8年12月1日 から 令和13年3月31日まで<br>※ただし、期間満了の3ヶ月前までに、双方どちらかから相手方に対し契約を更新しない旨の書面による意思表示がない限り、令和16年3月31日を限度に同一条件で1年毎に契約を自動更新されることとする。                                                                            |
| (4) 土地賃貸料 | 別紙「シェアサイクルポート管理運営事業 仕様書」のとおり                                                                                                                                                                             |
| (5) 契約先   | 大阪府住宅供給公社<br>(事務局) 住宅経営部 公社賃貸スマリオ北浜センター<br>団地マネジメント課 (担当：星原・栢野)<br>(所在地) 〒541-0042<br>大阪府中央区今橋2丁目3番21号 藤浪ビル2階<br>(電話番号) 06-7669-9110<br>(E-mail) kita-s (a) osaka-kousha.or.jp<br>※送信時は (a) を@に変換してください。 |

### 3 企画提案競技参加者の資格条件

- (1) 本実施要項及び仕様書に基づき、信義に従い誠実に業務を履行できる法人であること。
- (2) 過去2年間に地方公共団体又は公社等の公的団体との間で、シェアサイクル事業に係る契約実績があり、かつこれをすべて誠実に履行していること。

(3) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていない者

エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

カ 破産者で復権を得ない者

キ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16条）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過した者を除く）又はその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合又はその者の入札参加資格の再認定がなされた場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

(5) 会社更生法（平成14法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件（以下、「旧更正事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下、「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更正手続開始の申立てを含む。以下、「更正手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更正手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更正手続開始の決定（旧更正事件に係る旧法に基づく更正手続開始の決定を含む。）を受けた者が、その者に係る同法199条第1項の更正計画の認定の決定（旧更正事件に係る旧法に基づく更正計画の認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

(6) 会社法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項（会社法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第107条の規定により、なお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。

(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当しない者であること。

(8) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者であること。

※ 共同企業体として参加する場合は、構成員においても上記参加資格を満たすこと。

#### 4 実施日程

- |                     |                     |
|---------------------|---------------------|
| (1) 公募開始日（応募関係書類配布） | 令和8年 9月24日（木）       |
| (2) 質問締切日           | 令和8年10月 6日（火）午後5時まで |
| (3) 質問回答日           | 令和8年10月13日（火）午後2時より |
| (4) 参加資格審査申請書の提出締切日 | 令和8年10月16日（金）午後5時まで |
| (5) 参加資格審査の結果通知     | 令和8年10月20日（火）       |
| (6) 企画提案書の提出締切日     | 令和8年11月10日（火）午後5時まで |
| (7) 選定委員会による審査      | 令和8年11月17日（火）       |
| (8) 選定結果の公表日（予定）    | 令和8年11月18日（水）午後2時以降 |

#### 5 企画提案競技参加の手続き

##### (1) 応募関係書類の配布

令和8年9月24日（木）より公社ホームページにて公開されるものをダウンロードする。

公社ホームページ：<https://www.osaka-kousha.or.jp/x-traders/index.html>

##### (2) 質問の受付及び回答

本要項及び仕様書の内容に関して質問等がある場合は、「質問書」（様式1）を提出する。

###### ア 提出期限

令和8年10月6日（火）午後5時まで【必着】

###### イ 提出方法

電子メールを用い、件名を「【質問書】」とし、下記送信先メールアドレスへ提出（送信）すること。（持参、郵送、電話、FAX での質問は受け付けない。）

###### ウ 提出先

送信先メールアドレス：kita-s (a) osaka-kousha. or. jp

※ 送信時は (a) を@に変換してください。

###### エ 回答方法

公開開始： 令和8年10月13日（火） 午後2時より

公開場所： 大阪府住宅供給公社ホームページ

※ 質問がない場合は「質問なし」の旨を公開する。

##### (3) 参加資格審査

本企画提案競技は、以下の提出書類により、「3 企画提案競技参加者の資格条件」を満たしていると認められた者のみが参加できる。

###### ア 提出書類

- ① 参加資格審査申請書（様式2）
- ② 会社概要（様式3）
- ③ 地方公共団体又は公社等の公的団体との契約実績がわかる資料（様式自由）
- ④ 履歴全部事項証明書（写し可） ※3か月以内に発行のもの
- ⑤ 営業経歴書（様式自由）
- ⑥ 使用印鑑届書（様式4）
- ⑦ 印鑑証明書（原本） ※3か月以内に発行のもの

イ 提出期間

令和8年9月24日（木）～令和8年10月16日（金）午後5時まで【必着】

ウ 提出方法

持参又は郵送

持参の場合：土曜・日曜・祝日を除き、午前10時～午後5時までを受付時間とする。

郵送の場合：受取日時及び配達されたことが証明できる方法とし、期限必着とする。

エ 提出場所

大阪府住宅供給公社 住宅経営部 公社賃貸スマリオ北浜センター 団地マネジメント課  
〒541-0042 大阪市中央区今橋2丁目3番21号 藤浪ビル2階

オ 参加資格審査の結果通知

令和8年10月20日（火）発送の速達郵便により、参加者に対して通知する。

参加資格がないと認めた参加者については、その理由を付記して通知する。

(4) 企画提案書の提出

参加資格審査に通過した者は、「企画提案書」（様式5）を提出する。なお、紙面が足りない場合は別紙に記載し、添付しても差し支えない。

ア 提出期間

令和8年10月21日（水）～令和8年11月10日（火）午後5時まで【必着】

イ 提出方法

持参又は郵送

持参の場合：土曜・日曜・祝日を除き、午前10時～午後5時までを受付時間とする。

郵送の場合：受取日時及び配達されたことが証明できる方法とし、期限必着とする。

ウ 提出場所

大阪府住宅供給公社 住宅経営部 公社賃貸スマリオ北浜センター 団地マネジメント課  
〒541-0042 大阪市中央区今橋2丁目3番21号 藤浪ビル2階

エ 提出部数・規格

6部（正1部・副5部）を提出すること。

※規格は、A4サイズ・縦・片面印刷とし、別紙も含めた全ての資料を左上1か所でホッチキスにより留めたものを1部とする。

オ 留意事項

・正1部は、表紙については、宛先は「大阪府住宅供給公社」、事業名は「シェアサイクルポート管理運営事業者募集」とし、参加者の住所、商号または名称、代表者職氏名を記載のうえ、代表者印を押印すること。

・副5部は、表紙については、宛先は「大阪府住宅供給公社」、事業名は「シェアサイクルポート管理運営事業者募集」と記載するのみで、社名等の記載や押印を一切行わないこと。提案者が判別できるような記載等は一切行わないこと。判別できる場合には失格にすることもあるので十分確認したうえで提出すること。

・本事業において企画提案をすることができるのは1案だけとする。

・提出期限後の企画提案書の差替は認めない。（事務局が補正等を求める場合を除く。）

カ 参加辞退について

企画提案書を提出後に、参加者の事情により辞退する場合は、「辞退申請書」（様式6）

に必要事項を記入の上、令和8年10月16日（月）午後5時までに提出すること。  
提出方法及び提出場所については、企画提案書と同様とする。

## 6 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。また、契約候補者が契約締結するまでの間に次のいずれかに該当した場合又は該当していることが判明した場合は、契約候補者の決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。

- (1) 企画提案競技参加資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出期限までに書類が提出されない場合
- (3) 提出書類に不備がある場合(軽微な場合を除く。)
- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (5) 著しく信義に反する行為があった場合
- (6) 契約を履行することが困難と認められる場合
- (7) 企画提案書の記載内容が法令違反など著しく不適当な場合
- (8) 本事業について2案以上の企画提案をした場合
- (9) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

## 7 参加者がいない場合の取り扱い

参加者がいない場合は、本企画提案競技は取りやめとする。

## 8 契約候補者の選定

### (1) 選定方法

公募型企画提案競技（プロポーザル方式）とする。

なお、選定に際しては、別途設置する「シェアサイクルポート管理運営事業者選定委員会」（非公開）において、提出された企画提案書等の内容を総合的に評価し、契約候補者を1者選定する。

#### ア 審査実施予定日

令和8年11月17日（火）

#### イ 結果通知

選考結果は、令和8年11月18日（水）以降、郵送書面にて応募者全員へ通知する。

### (2) 審査方法

応募者より提出された企画提案書等の内容を総合的に評価し、下記（3）の審査項目と配点で数値化した定性的事項（ア）と定量的事項（イ）の合計点（100点満点）を当該応募者の得点とし、その得点が最も高い者を契約候補者として選定する。

### (3) 選定基準

別紙「審査基準及び配点表」のとおり

(4) 採点の取扱い

- ・ 定性的事項の合計点が30点に満たない応募者は選定対象としない。
- ・ 定性的事項と定量的事項の合計が同点の場合は、土地賃貸料の点が高い方を選定する。

(5) 契約候補者の選定と契約

- ・ 選定後、契約候補者は公社と契約業務の仕様内容について協議の上、その詳細を決定し、事業実施準備が整った段階で賃貸借契約を締結する。
- ・ 契約候補者が契約の締結を辞退した場合、また契約締結時までに応募要件を欠いていることが判明した場合には、次点の応募者を契約候補者とする。
- ・ 契約にあたっては、法令を遵守する。

9 契約候補者の公表

契約候補者の選定後、公社ホームページにて公表する。

公表予定日：令和8年11月18日（水） 午後2時以降

10 その他

- ・ 提出された企画提案書等について情報公開請求があった場合には、「大阪府住宅供給公社における大阪府情報公開条例の施行に関する規程」に基づき取り扱う。
- ・ 企画提案競技に関して応募者が要する経費は、応募者の負担とする。

以 上